

事業再構築補助金 令和3年度補正予算の概要

2.0版

令和4年2月

中小企業庁

中小企業等事業再構築促進事業

令和3年度補正予算額 **6,123億円**

事業の内容

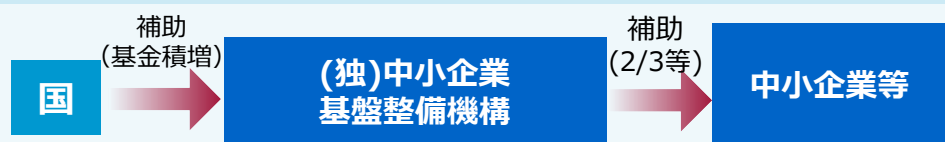
事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、中小企業等が、新分野展開や業態転換などの事業再構築を通じて、コロナ前のビジネスモデルから転換する必要性は、依然として高い状況にあります。
- こうしたことから、令和2年度3次補正予算で措置した中小企業等事業再構築促進事業について、必要に応じて見直しや拡充を行いながら、中小企業等の事業再構築を支援し、日本経済のさらなる構造転換を図ってきたところです。
- 本事業について、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者への重点的支援を継続しつつ、売上高減少要件の緩和などを行い、使い勝手を向上させます。
- 特に、ガソリン車向け部品から電気自動車等向け部品製造への事業転換のように、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ売上高減少要件を撤廃した新たな申請類型を創設することで、ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点的に支援していきます。

成果目標

- 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加等を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

主な補助対象要件

- ① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること
- ② 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること（補助額3,000万円超は金融機関も必須）等

補助金額・補助率

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援)	500万円、1,000万円、 1,500万円(※2)	中小3/4、 中堅2/3
回復・再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)		
通常枠 (事業再構築に取り組む事業者に対する支援)	2,000万円、4,000万円、 6,000万円、8,000万円 (※2)	中小2/3、 中堅1/2 (※3)
大規模賃金引上げ (多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援)	1億円	
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2、 中堅1/3

(※1) 補助下限額は100万円 (※2) 従業員規模により異なる
(※3) 6,000万円超は1/2(中小のみ)、4,000万円超は1/3(中堅のみ)

補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費（一部の経費については上限等の制限あり）

事業再構築補助金の見直し・拡充（令和3年度補正予算）

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」について（令和3年11月19日閣議決定）【抄】

- コロナ下では、これまで進んでこなかったデジタル化が急速に進むなど、社会の変化の兆しが表れている。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、積極的な温暖化対策を通じて、産業構造や社会構造の変革をもたらす、大きな成長につなげていくことは喫緊の課題である。こうしたデジタル、**グリーンエネルギー**に加え、人工知能、量子、バイオ、宇宙等の先端技術やイノベーションに関わる投資、さらには、「人」への思い切った投資を行うことにより、**生産性を引き上げていくことが「成長と分配の好循環」を実現する上で必要不可欠**である。

Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

1. 成長戦略

（1）科学技術立国の実現

② 2050年カーボンニュートラルの実現に向けたグリーンエネルギー戦略

ア グリーンエネルギーへの投資

車載用蓄電池や半導体の国内生産基盤の確保に向けた大規模投資を促進するとともに、**部品サプライヤー、SS、整備拠点等の事業再構築を支援**する。

（2）地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」

③ 地方活性化に向けた積極的投資

エ 中小企業等の足腰強化と事業環境整備

中小企業等のグリーン・デジタル分野を含めた成長を後押しすべく、**売上減少要件の緩和や特別枠の設定など拡充**を図ることにより、新分野展開、業態転換など思い切った**事業再構築の取組**や生産性向上に資する設備投資、IT導入、販路開拓等を**支援**する。

2. 分配戦略 ～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～

（1）民間部門における分配強化に向けた強力な支援

働く人への分配機能の強化のため、賃上げを行う企業への税制支援の抜本的強化を行うとともに、賃上げの機運醸成に取り組む。あわせて、**最低賃金引上げを含めた賃上げの原資となる付加価値を創出する事業再構築**や生産性向上に**取り組む中小企業に対して、賃上げの促進を考慮して、強力な助成支援を行う。**

事業再構築補助金の見直し・拡充（令和3年度補正予算）

1. 売上高10%減少要件の緩和

第6回から

売上高10%減少要件について、「**2020年10月以降**の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が**コロナ以前と比較して5%以上減少していること**」を撤廃し、「**2020年4月以降**の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、**コロナ以前と比較して10%以上減少していること**」のみを要件とするよう要件を緩和。

2. 回復・再生応援枠の新設

第6回から

引き続き業況が厳しい事業者（※1）や**事業再生に取り組む事業者**（※2）を対象とした申請類型を新設し、最大1,500万円（※3）まで、**補助率を3/4に引き上げ**（通常枠は2/3）手厚く支援。また、**主要な設備の変更を求めている要件を課さないこと**とし、事業再構築に取り組むハードルを緩和する。

なお、これに伴い**緊急事態宣言特別枠は廃止**。

- （※1）2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対2020年又は2019年同月比で30%減少
- （※2）再生支援協議会スキーム等に則り再生計画を策定（詳細な要件は検討中）
- （※3）従業員規模に応じ、500万円、1,000万円又は1,500万円

3. グリーン成長枠の新設

第6回から

グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者（※）に、**補助上限額を最大1.5億円まで引き上げた**（従来は1億円）新たな申請類型を創設。グリーン成長枠は**売上高10%減少要件を課さない**。なお、これに伴い卒業枠・グローバルV字回復枠は廃止。

- （※）事業再構築の内容が、グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、研究開発・技術開発又は人材育成をあわせて行うことで、付加価値額年率5.0%以上（通常枠は3.0%以上）の増加を目指す場合

4. 通常枠の補助上限額の見直し

第6回から

限られた政策資源でより多くの事業者を支援するため、**通常枠の補助上限額**について、従業員規模に応じ、従来の**4,000万円、6,000万円、8000万円から2,000万円、4,000万円、6,000万円、8000万円に見直し**。

5. その他運用改善等

①引き続き継続

②第5回から

- ① **最低賃金枠、大規模賃金引き上げ枠は維持**し、賃上げに取り組む事業者の生産性向上について、引き続き強力で支援。
- ② 事業再構築で**新たに取り組む事業の売上高が、総売上高の10%以上**となる事業計画を策定することを求めている要件について、**付加価値額の15%以上でも認めること**とするとともに、**売上高が10億円以上の事業者**であって、事業再構築を行う**事業部門の売上高が3億円以上**である場合には、**当該事業部門の売上高の10%以上でも要件を満たすこととする**。

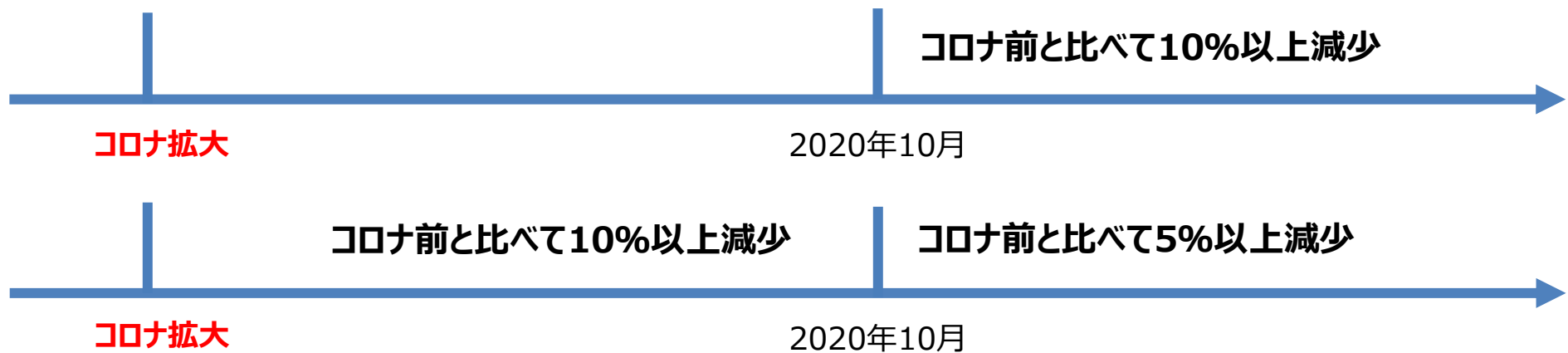
1. 売上高10%減少要件の緩和

第6回公募から

- 売上高10%減少要件について、「2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ以前と比較して5%以上減少していること」を撤廃。
- 「2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること」のみを要件とするよう要件を緩和。

第5回公募まで…コロナ前後を比較して10%以上減少していれば、2020年10月以降はコロナ前と比べて5%以上の減少でも申請可

～以下のどちらでも申請可能～



第6回公募から…コロナ前後を比較して10%以上減少していれば申請可

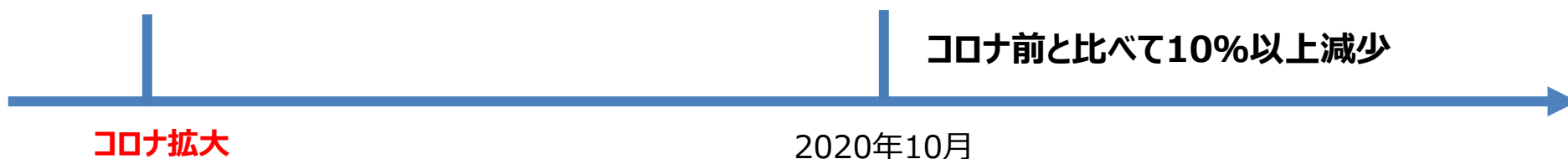


(注) 回復・再生応援枠、最低賃金枠、通常枠、大規模賃金引上枠にかかる要件。グリーン成長枠は売上高10%減少要件を課さない。回復・再生応援枠（再生事業者を除く）、最低賃金枠は、売上高10%減少要件とは別に、単月で30%以上の減少が必要。4

(参考) 売上高10%減少要件の緩和の変遷

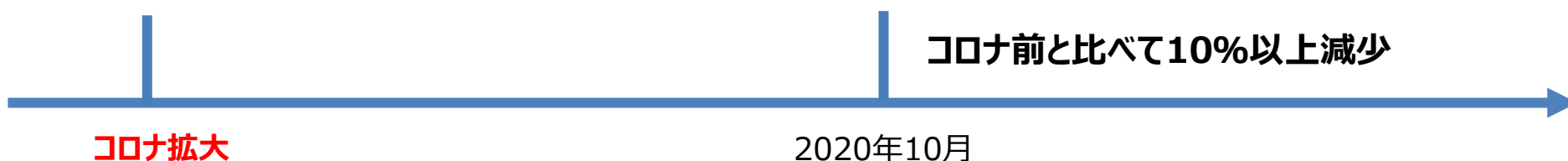
第6回公募から

第2回公募まで…2020年10月以降とコロナ前を比べて10%以上減少



第3回公募から…上記の他、コロナ前後を比較して10%以上減少していれば、2020年10月以降はコロナ前と比べて5%以上の減少でも申請可

～以下のどちらでも申請可能～



第6回公募から…コロナ前後を比較して10%以上減少していれば申請可



(注) 回復・再生応援枠、最低賃金枠、通常枠、大規模賃金引上枠にかかる要件。グリーン成長枠は売上高10%減少要件を課さない。
回復・再生応援枠（再生事業者を除く）、最低賃金枠は、売上高10%減少要件とは別に、単月で30%以上の減少が必要。5

2. 回復・再生応援枠の創設

- 引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者を対象として「回復・再生応援枠」を新設し、最大1,500万円まで、中小企業については補助率を3/4に引き上げ（通常枠は2/3）手厚く支援する。
- 加えて、事業再構築指針の要件について、主要な設備の変更を求めないこととするといった緩和を行う。
- なお、これに伴い緊急事態宣言特別枠は廃止する。

回復・再生応援枠の対象となる事業者

通常枠の申請要件に加え、以下の①又は②のどちらかを満たすこと

- ① 2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対2020年又は2019年同月比で30%以上減少していること
- ② 再生支援協議会スキーム等に則り再生計画を策定していること（詳細な要件は検討中）

補助上限額・補助率

従業員数	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小企業 3/4 中堅企業 2/3
6人～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

3. グリーン成長枠の創設

- グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、補助上限額を最大1.5億円まで引き上げた新たな申請類型を創設する。売上高10%減少要件を課さない。
- なお、これに伴い卒業枠・グローバルV字回復枠は廃止する。

グリーン成長枠の対象となる事業者

- ① 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること
(補助額3,000万円超は金融機関も必須)
- ② 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均5.0%以上増加又は
従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加の達成を見込む事業計画を策定すること
(※通常はそれぞれ年率平均3.0%以上増加)
- ③ グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに
該当し、2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の一定割合以上に対する人材育成をあわせて
行うこと

補助上限額・補助率

中小／中堅	補助金額	補助率
中小企業	100万円～1億円	1/2
中堅企業	100万円～1.5億円	1/3

※返還要件なし

3. グリーン成長枠の創設（複数回採択）

- 事業再構築補助金では、1事業者につき支援を受けることが出来る回数は1回に限られるが、グリーン成長枠については、特例的に、過去支援を受けたことがある事業者も再度申請することを可能とし、採択された場合には支援を受けることが出来ることとする。
- 但し、支援を受けることができる回数は2回を上限とする。

第1回～第5回公募

第6回～第8回公募

1回目の申請・採択

既に過去の公募回で採択され、
交付決定を受けて事業再構築に取り組んでいても

2回目の申請・採択

グリーン成長枠に限り、再度申請を行うことが可能。

（注）支援を受けることができる回数は2回を上限とする。

追加提出資料と審査内容

通常の申請に加えて、以下の2つの資料の提出が必要。

- ①既に事業再構築補助金で取り組んでいる事業再構築とは異なる事業再構築であることの説明資料
 - ②既存の事業再構築を行いながら新たに取り組む事業再構築を行うだけの体制や資金力があることの説明資料
- 通常の審査に加え、一定の減点を受けたうえで、これらの資料についても考慮したうえで採否を判断する。

4. 通常枠の補助上限額の見直し

- 限られた政策資源でより多くの事業者を支援するため、**通常枠の補助上限額**について、従業員規模に応じ、従来の**4,000万円、6,000万円、8000万円から2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円に見直し**。

通常枠の要件

- ① **2020年4月以降**の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して**10%以上減少**していること
- ② **事業再構築指針**に沿った事業計画を**認定経営革新等支援機関と策定**すること
（補助額3,000万円超は金融機関も必須）
- ③ 補助事業終了後3～5年で**付加価値額の年率平均3.0%以上増加**又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加の達成を見込む事業計画を策定すること

補助上限額・補助率

従業員規模	補助金額		補助率
	第5回公募まで	第6回公募以降	
20人以下	100～4,000万円	100～2,000万円	【中小企業】 2/3 (6,000万円超は1/2) 【中堅企業】 1/2 (4,000万円超は1/3)
21人～50人	100～6,000万円	100～4,000万円	
51人～100人	100～8,000万円	100～6,000万円	
101人以上		100～8,000万円	

5. 最低賃金枠と大規模賃金引上枠

- 賃上げに取り組む事業者の生産性向上について、引き続き強力に支援すべく、**最低賃金枠と大規模賃金引上枠については継続**する。

最低賃金枠の要件

通常枠の申請要件に加え、以下の①及び②を満たすこと

- ① 2020年10月から2021年6月までの間で、3か月以上**最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上**いること
- ② 2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で**30%以上減少**していること

補助上限額・補助率

従業員規模	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小 3/4 中堅 2/3
6～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

大規模賃金引上枠の要件

通常枠の申請要件に加え、以下の①及び②を満たすこと

- ① 補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、**事業場内最低賃金を年額45円以上**の水準で引き上げること
- ② 補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、**従業員数を年率平均1.5%以上（初年度は1.0%以上）増員**させること。

補助上限額・補助率

従業員規模	補助金額	補助率
101人以上	8,000万円超～1億円	中小企業：2/3 (6,000万円超1/2) 中堅企業：1/2 (4,000万円超1/3)

6. 新事業売上高10%要件の緩和

- 事業再構築指針において定めている、事業再構築で新たに取り組む事業の売上高が、総売上高の10%以上となる事業計画を策定することを求めている要件（新事業売上高10%要件）について、付加価値額の15%以上でも認める。
- また、売上高が10億円以上の事業者であって、事業再構築を行う事業部門の売上高が3億円以上である場合には、当該事業部門の売上高の10%以上でも要件を満たすこととする。

新事業売上高10%要件（現行）

3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品等の売上高が総売上高の10%以上となる計画を策定することが必要。

要件緩和の内容

3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品等による付加価値額（※）が総付加価値額の15%以上となる計画を策定することでも要件を満たす。

（※）付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

また、2021年11月以前に終了する事業年度の売上高が10億円以上の事業者であって、事業再構築を行う事業部門の売上高が3億円以上である場合には、新事業の売上高が当該事業部門の売上高の10%以上でも要件を満たすこととする。

7. その他の運用見直し

1. 補助対象経費の見直し（建物費・研修費）

第6回公募から

- ① 「**建物費**」については、**原則、改修の場合に限る**こととし、**新築の場合には、一定の制限**を設ける。
- ② 「**研修費**」については、**補助対象経費総額の1 / 3を上限**とする。

2. 補助対象経費の見直し（貸工場賃借料）

第5回公募から

補助事業実施期間内に工場の改修等を完了して貸工場から退去することを条件に、**貸工場の賃借料についても補助対象経費として認める**。なお、一時移転に係る費用（貸工場の賃借料、貸工場への移転費等）は補助対象経費総額の1 / 2を上限とする。

3. 複数企業等連携型の新設

第6回公募から

1者あたり各申請類型の上限額を上限として、**最大20社まで連携して申請することを認める**こととし、一体的な審査を行う。この場合、**売上高10%減少要件**は、①**各者で要件を満たす**こと、②**連携体合算で要件を満たすこと（ただし同月を用いる）**のいずれかを満たすことで要件を満たすこととする。

4. 事前着手の対象期間の見直し

第6回公募から

事前着手の対象期間を現在の2021年2月15日から見直し、2021年12月20日以降とする。

（注）既に事前着手を開始している事業者の方は、第6回公募以降は対象経費として認められなくなる場合がありますのでご注意ください。

8. スケジュール

- 令和4年3月24日（木）まで第5回公募を実施中。その後、**令和4年にさらに3回程度の公募**を実施予定。

第4回公募

公募開始：令和3年10月28日（木）

応募締切：令和3年12月21日（火） 18：00

採択発表：令和4年2月下旬～3月上旬頃を予定

第5回公募

公募開始：令和4年1月20日（木）

応募締切：令和4年3月24日（木）

採択発表：令和4年5月下旬～6月上旬頃を予定

第6回公募～

令和4年にさらに3回程度の公募を実施予定
(第6回公募を令和4年3月下旬に開始予定)